

国際交流事業細則

平成19年4月1日制定

(総則)

第1条 この細則は、組織調査部運営規程第14条の規定に基づき、本会の国際交流事業について定める。

(目的)

第2条 この事業は、国際交流及び医学検査に関する情報交換を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 諸外国との国際親善交流
- (2) 各国医療制度の調査研究及び情報収集
- (3) 調査員及び講師等の海外派遣及び受入事業の連絡・調整
- (4) その他、上記目的を達成するために必要な事業

(運営)

第4条 国際交流事業の運営は、組織調査部が行う。

- 2 運営に関しては、この細則に定めるものの他、組織調査部運営規程によるものとする。
- 3 組織調査部長は、前条の事業の実施につき、理事会の承認を得なければならない。
- 4 組織調査部長は、毎年の事業計画及び事業報告の他、事業の運営について審議決定をしたものにつき、理事会に報告してその承認を得なければならない。

(交流事業)

第5条 諸外国との交流にあたっては相互対等を原則とし、事業は双方協議の上行うものとする。

- 2 1回の交流事業につき、派遣者は3名以内とする。
- 3 被派遣者は、理事会において選出する。
- 4 諸外国での滞在期間は、原則として3泊4日以内とする。(移動にかかる日数は除く)
- 5 被派遣者は、本会会員のために受入国の担当者と情報交換の場を設けるものとする。

(経費)

第6条 事業にかかる経費は、相互対等を原則とする。

- 2 被派遣者の滞在費は、受入国が負担する。
- 3 被派遣者の渡航費は、被派遣者が各自負担する。ただし、本会会員については、渡航費の一部として一人5万円を上限に助成を行う。

(細則の変更等)

第7条 この細則に定めのない事項については、理事会の決定による。

- 2 この細則を変更するには、理事会の議決を経るものとする。

(附則)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正